# 府令・省令

**○内閣府令・法務省令第二号**

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十九条及び第四十八条の規定に基づき、前払式支払手段発行保証金規則及び資金移動業履行保証金規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年七月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　古川　禎久

## 前払式支払手段発行保証金規則及び資金移動業履行保証金規則の一部を改正する命令

（前払式支払手段発行保証金規則の一部改正）

**第一条**　前払式支払手段発行保証金規則（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （発行保証金の保管替え等）<br>**第三条**　［略］<br>２　［略］<br>３　前払式支払手段発行者は、前項の規定による供託をしたときは、所在地変更前の主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託した発行保証金を取り戻すことができる。この場合において、供託規則第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、登記事項証明書その他の主たる営業所又は事務所の所在地の変更の事実を証する書面及び前項の規定による供託に係る供託書正本の写しをもって足りる。<br>［４・５　略］ | （発行保証金の保管替え等）<br>**第三条**　［同上］<br>２　［同上］<br>３　前払式支払手段発行者は、前項の規定による供託をしたときは、所在地変更前の主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託した発行保証金を取り戻すことができる。この場合において、供託規則第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、主たる営業所又は事務所の所在地の変更の事実を証する書面及び前項の規定による供託に係る供託書正本の写しをもって足りる。<br>［４・５　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（資金移動業履行保証金規則の一部改正）

**第二条**　資金移動業履行保証金規則（平成二十二年内閣府令・法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （履行保証金の保管替え等）<br>**第三条**　［略］<br>２　［略］<br>３　資金移動業者は、前項の規定による供託をしたときは、所在地変更前の本店の最寄りの供託所に供託した履行保証金を取り戻すことができる。この場合において、供託規則第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、本店の所在地の変更の事実を証する登記事項証明書及び前項の規定による供託に係る供託書正本の写しをもって足りる。<br>［４・５　略］ | （履行保証金の保管替え等）<br>**第三条**　［同上］<br>２　［同上］<br>３　資金移動業者は、前項の規定による供託をしたときは、所在地変更前の本店の最寄りの供託所に供託した履行保証金を取り戻すことができる。この場合において、供託規則第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、本店の所在地の変更の事実を証する書面及び前項の規定による供託に係る供託書正本の写しをもって足りる。<br>［４・５　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この命令は、令和四年九月一日から施行する。